

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	予備費の執行状況の分析 —参議院決算委員会の決議等への政府の対応と今後の課題—
著者 / 所属	櫻井 康平 / 決算委員会調査室
雑誌名 / ISSN	経済のプリズム / 1882-062X
編集・発行	参議院事務局 企画調整室（調査情報担当室）
通号	248 号
刊行日	2025-10-16
頁	14-37
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r07pdf/202524802.pdf

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75044）／ 03-5521-7683（直通））。

予備費の執行状況の分析

—参議院決算委員会の決議等への政府の対応と今後の課題—

決算委員会調査室 櫻井 康平

《要旨》

一般会計予備費については、コロナ禍で規模が拡大されたものの、国の決算書ではその執行額が当初予算等の既定経費と区分されていないため、予備費のみを財源とする経費を特定して執行状況から遡って使用の適切性を検証することが難しい状況となっていた。そのような中、本院決算委員会は令和2年度決算の審査において、予備費の執行状況の透明性等について議論を行い、措置要求決議と会計検査院への検査要請を議決した。

政府は決議等への対応として3年度分から予備費使用額の執行状況の公表を開始したが、その内容を分析したところ、予見し難い予算の不足に充てるために使用決定されたにもかかわらず、その全額が繰越しや不用となっている実態があること、公表された執行状況に関する資料には分かりやすさなどの点で課題があることが明らかとなった。

1. はじめに¹

(1) コロナ禍で急増した一般会計予備費

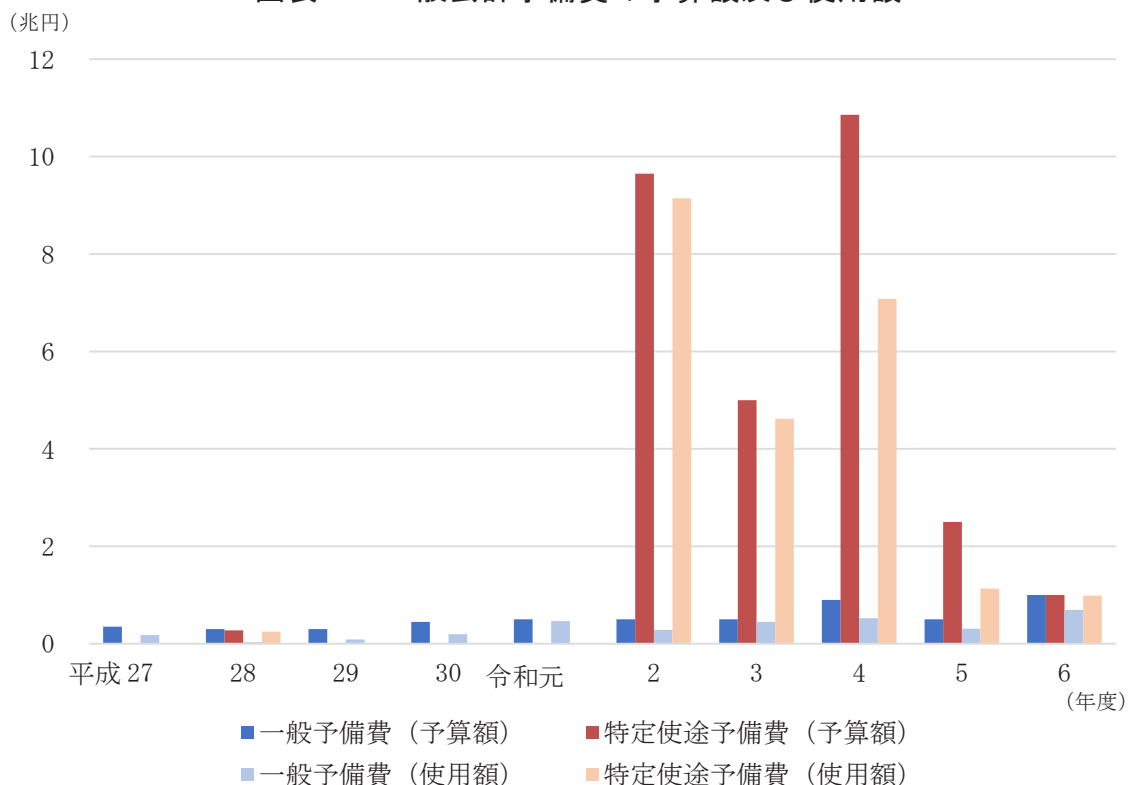
令和2年初頭から始まったコロナ禍を受け、予見し難い予算の不足に充てるために設けられる一般会計予備費の額は急増した。図表1は、平成27～令和6年度の一般会計予備費の予算額及び使用額²である。予備費は通常、予算計上の段階では使途は決められておらず、使用決定の段階で初めて使途が特定される。一方で、図表中の「特定使途予備費」は、国会の議決に基づき、予備費の使用

¹ 本稿はインターネット情報を含め、令和7年9月26日時点の情報を基に記述しており、原則計数は端数を切り捨て、割合は端数を四捨五入している。

² 予備費の「使用」とは、具体的には、特定の経費の財源に充てるため予備費から財源を出して、新しい項の経費の金額をつくること又は既定の項の金額を追加することにより、その経費の金額について予算の配賦があったのと同様の効果を生じさせることをいう。したがって、目的に従って具体的に債務負担を行い、支出を行うことを意味する歳出予算における使用とは意味合いが異なる。(小村武『予算と財政法〔五訂版〕』(新日本法規 平28.8) 310頁及び318頁)

を一定の使途に限定した³ものであり、昭和 28 年度の災害対策予備費以降、何度か設けられた例がある（以下、一般会計予備費について、使途が特定されていない予備費を「一般予備費」、一定の使途が特定されている予備費を「特定使途予備費」という。）。その中で、令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症対策、4 年度以降は原油価格・物価高騰等対策やウクライナ情勢経済緊急対応関係といった特定使途予備費を設けることが常態化し、一般会計予備費の予算額及び使用額を急増させる要因となった。

図表 1 一般会計予備費の予算額及び使用額



- (注) 1. 予算額は補正後予算額。
2. 特定使途予備費は複数設置されている場合、合計した値としている。
3. 平成28年度の特定使途予備費は「熊本地震復旧等予備費」である。
(出所) 各年度一般予備費及び特定使途予備費の使用総調書を基に筆者作成

（２）国会における議論及び本稿の目的

予備費は国会の議決に基づいて設けられ、内閣の責任でこれを支出することができる（憲法第 87 条第 1 項）とされ、国費支出の国会による事前議決の原則（憲法第 85 条）の例外となっている。一方で、「すべて予備費の支出について

³ 具体的には、各年度の予算総則においてその範囲を規定している。

は、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない」（憲法第 87 条第 2 項）とされ、例外とされつつも、国会による事後統制が及ぶようになっている。

このような中、飽くまで例外として認められている予備費が巨額となっていることを踏まえ、国会では、その使用の適切性などが取り上げられ、令和 4 年の決算委員会では、後述のとおり、予備費使用額の執行状況の透明性等について議論が行われた。

議論を踏まえ、4 年 6 月、決算委員会は、予備費等の執行状況の透明性向上を求める項目を含む「令和 2 年度決算審査措置要求決議」（以下、予備費に関する措置要求決議について、「決議」という。）と共に、国会法第 105 条に基づき予備費の使用等の状況について会計検査院への検査要請を行うことをそれぞれ議決した。その後、財務省及び各府省庁は、決議及び検査要請を受けて 5 年 9 月に提出された会計検査院の報告書⁴（以下「要請報告」という。）を踏まえた対応として、予備費使用額の執行状況の公表を開始した。

これまで、巨額の予備費をめぐる議論や会計検査院が政府に対して予備費使用額の執行状況の公表を求めたことは報じられ⁵ている一方、実際に政府が公表した内容を論じた報道・論文は管見の限り見当たらない。そこで、本稿では、予備費使用額の執行状況に係る公表を時系列で整理し、公表により明らかになった内容を分析することで予備費の執行状況やその公表をめぐる今後の課題を提示することとしたい。

2. 決算委員会の決議及び会計検査院の検査前の状況

執行状況に係る公表の整理・分析に入る前に、決議及び要請報告提出前の状況を確認する。

予備費については、一般予備費及び特定使途予備費ともに「予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書」（以下「予備費使用総調書等」という。）が国会に提出・公表されている。ここには、予備費を使用した所管府省庁、事項（使用決定の単位）、予算科目（項及び目）、使用額、説明⁶、使用決定日等が記されているが、これは飽くまで図表 2 の左側の使用決定までの段階であり、その後の支出、繰越し及び不用といった執行状況に関する情報は記されていない。一

⁴ 会計検査院法第 30 条の 3 の規定に基づく報告書「予備費の使用等の状況に関する会計検査の結果について」（5 年 9 月 15 日）〈https://report.jbaudit.go.jp/org/pdf/050915_zenbun.pdf〉

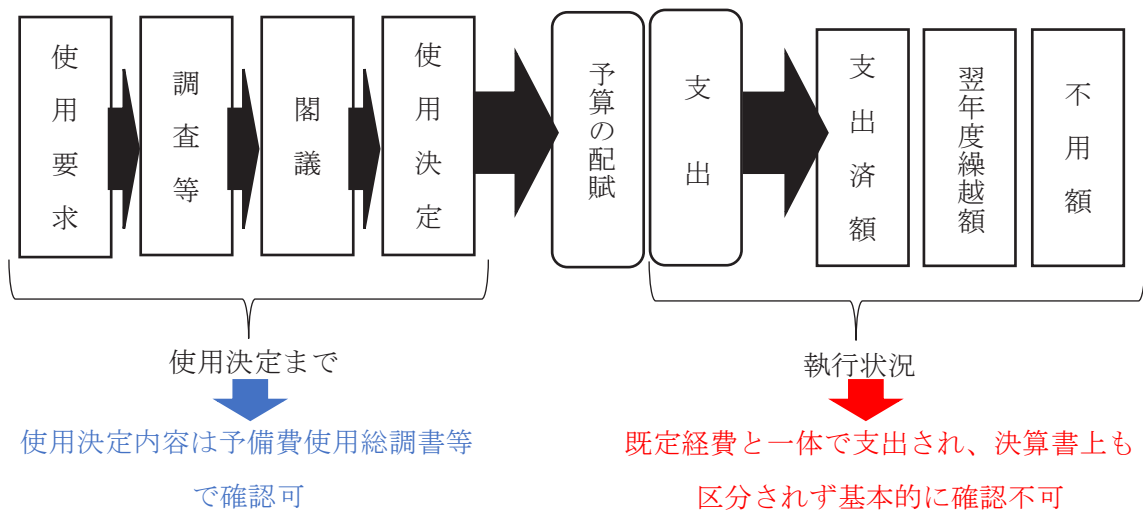
⁵ 例えば、『読売新聞』（令 5.9.16）、『朝日新聞』（令 5.9.16）

⁶ 使用理由が記載されており、調書上の項目名は「説明」となっている。

方で、使用決定後の執行状況が記されているものに決算書がある⁷。

図表3が決算書を抜粋したものであり⁸、予備費使用額が目ごとに示されている（赤枠）。予備費使用額は歳出予算額、前年度繰越額等の既定経費と合計して歳出予算現額（青枠）とされ、右側の支出済歳出額等（緑枠）は既定経費と予備費使用額が区分されず一体で記載されている。そのため、予備費使用額のみを財源とする目を除き、支出済歳出額、翌年度繰越額及び不用額のうち予備費使用額を財源とする金額は特定できない状況となっている⁹。

図表2 予備費の使用決定・執行の流れのイメージと公表資料の関係



(注) 使用決定までは、各府省庁からの使用要求を受けて財務省が調査等を実施した後、閣議を経て使用決定に至るのが通常の流れとなる（財政法第35条第2項、第3項）。

(出所) 脚注4の資料の図表0-8（21頁）を参考に筆者作成

⁷ このほか、要請報告によれば、「経済対策のフォローアップ」や「行政事業レビューシート」も予算の執行状況に係る政府の公表資料であるが、予備費使用額を区別した執行状況は明らかとなっていない。

⁸ 決算委員会の決議は令和4年に議決されたが、図表3は最新の令和5年度決算の決算書から抜粋している。

⁹ 予備費使用額のみを財源とする目は非常に少ないため（5年度の場合、一般予備費を使用した91目のうち7目）、ほとんどの予備費使用額の執行状況は把握できない。

図表 3 決算書の状況

(126) 内閣府所管 歳出決算報告書 内閣本府

項 目	歳 出 予 算 額 (円)	前年度繰越額 (円)	予備費使用額 (円)	流用等増△減 額 (円)	予算決定後移 替増△減額(円)	歳出予算現額 (円)	支出済歳出額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不 用 額 (円)
95199-2815-16 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	0	1,677,168,568,000	0	0	△ 1,445,276,584,000	231,891,984,000	0	0	231,891,984,000
95199-2815-16 新型コロナウイルス感染症対応 検査促進交付金	0	216,003,364,000	0	0	△ 3,203,556,000	212,799,808,000	0	0	212,799,808,000
287 物価高騰対応地方創 生推進費									
95199-2815-16 物価高騰対応重 点支援地方創生 臨時交付金	267,639,783,000	0	1,131,000,000,000	0	△ 403,685,004,000	995,014,779,000	0	995,014,779,000	0

(出所) 令和 5 年度各省各庁歳出決算報告書より抜粋 (枠囲い及び矢印は筆者)

3. 各年度分の予備費使用額の執行状況に係る公表

次章(4.)以降で予備費使用額の執行状況の具体的な公表内容を確認していくが、決議を踏まえて公表されるようになったもの、要請報告を踏まえて公表されるようになったものなどの関係が複雑なため、図表4に整理した。

図表 4 各年度分の予備費使用額の執行状況に係る公表状況

予備費種別等	一般会計			特別会計
	特定使途予備費		一般予備費	特別会計予備費
	決議を踏まえた公表	要請報告を踏まえた 公表		
公表までの経緯	令4.6決議 ↓ 令5.1政府の講じた措 置報告	令4.6検査要請 ↓ 令5.9要請報告	不明	不明
令和2年度分	4. 参照 公表なし			
3年度分	公表あり	5. 参照 公表なし		
4年度分	公表あり	公表あり	公表なし	6. 参照
5年度分	公表あり	公表あり	公表あり	公表あり
6年度分	公表あり	今後公表?	公表あり	—

(注) 4. ～ 7. の付番と赤枠は本稿における参照章を表す。

(出所) 各年度の予備費の執行状況に係る公表状況を踏まえて筆者作成

7. 参照

4. 決議後の状況

(1) 決議及び政府の講じた措置の内容

決算委員会による令和4年6月の決議の内容は図表5のとおりである¹⁰。

図表5 決議（4年6月13日）

8 予備費等の予算の執行状況に係る透明性の向上について 国の決算書は、国会の議決によって成立した予算の執行実績の記録であり、国会が決算審査を行うに当たり、政府が実施した事業の達成状況や費用対効果等について検証するための根拠となる極めて重要なものである。しかし、国が事業実施団体等を通じて行った一部の事業については、決算書における執行額（国が事業実施団体に支出した額）と実際に事業実施団体から支出された額は異なり、決算書だけでは実態に即した検証が行えないものもある。また、<u>決算書の執行額は、当初予算、補正予算、予備費の財源別に区分して執行されていないことから、予備費を財源とした執行額のみを把握することができず必要な検証を行うことが困難なものもある。</u> 政府は、財政民主主義の下、国会の決算審査においては、正確かつ実態に即した執行状況の把握が不可欠であることを改めて認識するとともに、<u>上記の趣旨に鑑みて情報開示の在り方について検討を行い、予算の執行状況に係る透明性を向上させるべきである。</u>

（出所）「令和2年度決算審査措置要求決議」〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/208/k028_061301.pdf〉より筆者抜粋（下線は筆者）

委員会の質疑では、コロナ禍で予備費が急増する中、2. で確認したように、予備費使用額に基づく支出額が特定できない状況や、それにより予備費の使用が適切であったか否かを検証するのは非常に難しいことが指摘された。これに対し、鈴木財務大臣（当時）は、「予備費のみを区分管理することについては、予算の不足を補うという予備費の性格や各省庁の執行管理が複雑化することによって追加的事務負担が生じ得るなど実務上の課題があり、予算執行の効率性を損ないかねない等の観点から慎重に検討すべき課題である」旨答弁しつつも、「コロナ予備費（筆者注：「新型コロナウイルス感染症対策予備費」）を使用した事業等について、その執行の透明性や国民への説明責任は重要であり、事業所管省庁とともに、丁寧に情報提供できるよう尽力したい」旨答弁しており¹¹、

¹⁰ 決算委員会では、例年、決算の議決に合わせて、行政の制度や事業実施の枠組み等が不正や無駄の生じる原因となっている場合等において、政府に是正改善措置等を求める「措置要求決議」を議決しており、同決議はこれに該当する。このほか、政府が行った不当・不適正な事象や非効率な予算執行等に対し、国会の立場から遺憾の意を込めて警告を発する「内閣に対する警告」（警告決議）も議決している。

¹¹ 第208回国会参議院決算委員会会議録第8号35頁（令4.5.16）

決議はこのような議論を踏まえたものであった。

政府は、決算委員会の決議に示された是正改善の要求に対して講じた措置について、通例では議決の翌年1月に「政府の講じた措置」として同委員会に報告することとなっており、図表5の決議に対して講じた措置として報告されたのが図表6である。下線部のとおり、令和3年度新型コロナウイルス感染症対策予備費使用に係る執行実績を各府省のホームページに掲載するよう対応したことが示されている。

図表6 決議に対して政府の講じた措置（5年1月23日提出）

8 予備費等の予算の執行状況に係る透明性の向上について

予備費等の予算の執行状況に係る透明性の向上については、適切な情報開示が重要であり、財務省において、経済対策などの国民の関心のある各種事務事業で、決算書における執行実績と実際に事業実施団体から支出された額が異なるものの情報開示に取り組むよう各府省庁へ周知するとともに、令和3年度新型コロナウイルス感染症対策予備費使用に係る執行実績を各府省のホームページに掲載するよう適切に対応したところである。今後とも、予算の執行状況に係る透明性の向上に努めてまいる所存である。

（出所）第211回国会参議院決算委員会会議録第2号50～51頁（令5.4.3）より筆者抜粋（下線は筆者）

（2）公表された執行実績（執行状況）の内容

図表7は、図表6で各府省のホームページに掲載した旨報告された執行実績を財務省が取りまとめたものである（以下「決議を踏まえた公表」という。）。

図表 7 令和 3 年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の執行状況
(令和 3 年度決算時点)

(単位: 億円)

閣議決定日	事項	予備費 使用額	支出済額	繰越額	不用額
4月30日 (金)	新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金	5,000	3,198	1,786	15
5月14日 (金)	ワクチンの確保	5,120	5,119	—	—
8月27日 (金)	ワクチン接種の促進	8,415 (注)	7,086	—	—
	適切な患者療養の確保 (治療薬の確保等)	2,373 (注)	2,625	1,075	—
	検疫体制の確保	241	241	—	0
	緊急雇用安定助成金等	841	840	—	—
	緊急小口資金等の特例貸付	1,549	1,548	—	—
	コロナ禍で公演を延期した音楽・演劇等に関する開催支援	627	90	537	—
	コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業	180	144	—	35
11月26日 (金)	子育て世帯に対する給付 (仮称)	7,311	7,073	152	85
	ワクチンの確保	6,670	6,670	—	—
	治療薬の確保	4,397	4,246	150	—
3月25日 (金)	抗原検査キットの確保	929	—	928	—
	検疫体制の確保	1,479	—	1,479	—
	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	1,054	—	1,054	—

(注) (事項) ワクチン接種の促進から(事項) 適切な患者療養の確保 (治療薬の確保等) へ、1,328億円流用した。
本資料は、各府県からの提出資料を取りまとめたものであり、既定経費から順次支出したと整理するなど、一定の前提を置いて支出済額等を整理したものである。
計数は、「予備費使用額」は億円未満を四捨五入し、「支出済額」、「繰越額」及び「不用額」は億円未満を切り捨てている。

(出所) 財務省公表資料<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13141377/www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2021/r3yobihisikkou.pdf>より抜粋 (赤枠、下線は筆者)

図表下部にある注記 2 行目のとおり、「既定経費から順次支出したと整理するなど、一定の前提を置いて」いるが、初めて予備費使用額の執行状況が明らかとなり、3 月 25 日に使用決定された 3 事項 (赤枠部分) については、繰越額以外に金額が記載されていないため、全額繰越しとなっていることが分かった。ただし、このうち「抗原検査キットの確保」は、全額繰越しであるにもかかわらず予備費使用額が 929 億円、繰越額が 928 億円とずれが生じている。これは、予備費使用総調書等で「928 億 6,422 万 4,000 円」と記載されている金額について、前者では億円未満四捨五入、後者では億円未満切捨てとしていることに起因する (注記 3 行目参照)。繰越額以外は金額ではなく「—」と記載されていることから全額繰越しと推察できるが¹²、一つの行に四捨五入と切捨ての数字が併存することで同じ金額の表記にずれが生じ、一見して全額繰越しではない

¹² 図表 7 の出所資料中には「0」と「—」の違いは明確に記載されていないが、4 年度以降の執行状況の公表 (図表 10 以降) では全て「億円未満の端数がある場合は「0」と皆無の場合は「—」として表示している」と注記されていることを踏まえると本図表も同様の考え方に基づいていると推察される。

ように見える記載ぶりは分かりにくいと言わざるを得ない¹³。

加えて、各事項には既定経費と併せて支出しているケースもあるところ、事項別の予算額に占める予備費使用額や、支出済額、繰越額及び不用額のうち予備費使用額を財源とする金額は明らかにされていない。また、既定経費と予備費のどちらを優先して支出したのかについては、「既定経費から順次支出したと整理するなど、一定の前提を置いて」と注記されているのみで、当初予算等の既定経費を優先的に支出した結果、予備費が支出されず繰越しや不用となったのか、予備費から優先的に支出しても繰越しや不用となったのかなどは判別できない。

5. 会計検査院の指摘後の状況

(1) 決算委員会の検査要請及び要請報告

決算委員会では、平成9年に設けられた国会法第105条の規定による会計検査院への検査要請制度も積極的に活用している。その中で、決議と同日に図表8のとおり予備費の使用等の状況について検査要請を行うことが議決された。また、それを受けて5年9月に会計検査院から提出された要請報告のポイントは図表9のとおりである。

図表8 会計検査院への検査要請（4年6月13日）

(1) 検査の対象

内閣、内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

(2) 検査の内容

令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費及び一般会計予備費（新型コロナウイルス感染症対策のために使用したものに限る。）のうち翌年度に繰り越した経費並びに3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費に関する次の各事項

- ① 予備費を使用して新たに設け又は金額を追加した項の執行状況
- ② 予備費の使用状況、特に使用理由及び使用額の積算基礎の状況

（出所）第208回国会参議院決算委員会会議録第9号36頁（令4.6.13）を基に筆者作成

¹³ 一つの行に四捨五入と切捨ての数字が併存するのは図表10以降の公表でも同様の状況となっている。

図表 9 要請報告（5 年 9 月 15 日提出）のポイント

検査の結果	・ 8 府省等は、実務上の取扱いとして、管理簿等により事業単位で予算の執行管理を行うなどして、財源選択の順序の整理方法（複数ある財源のいずれから支出等を行うこととするかについての整理の方法）等が異なるものの、<u>予備費使用相当額の執行状況を区別できるようになっていた</u> ・ 予備費使用相当額を他の事業へ流用（異なる予算科目（目）間における法令上の予算異動）又は目内融通（一つの予算科目内における実務上の予算異動）している事業や、予備費使用事項 1 事項に係る<u>予備費使用相当額の全額を翌年度に繰り越している事業が見受けられた</u> ・ 予備費使用決定日から年度末までの日数を超える期間等を用いて予備費使用要求額を積算している事業（いずれの事業も予備費使用事項 1 事項に係る予備費使用相当額の全額を翌年度に繰越し）<u>が見受けられた</u>
所見	・ 事業ごとに、<u>事業予算全体の執行状況と併せて、その内訳として予備費使用相当額の執行状況を公表すること（A）</u> ・ 事業ごとに財源選択の順序の整理方法等を明示すること（B） ・ 予備費使用相当額の流用等又は目内融通を行った場合には、その状況を丁寧に示すこと（C） ・ 予備費使用相当額について多額の繰越しが生じた場合、特に、予備費使用事項 1 事項に係る予備費使用相当額の全額を翌年度に繰り越した場合には、事業の実施、事業予算の執行等に係る予備費使用決定時の想定、繰越しに至った経緯等を丁寧に示すこと（D）

（注） 1. （A）～（D）は後述の具体的な執行状況の公表内容の分析において言及する。

2. 会計検査院は、歳出予算現額、前年度繰越額等にそれぞれ含まれる予備費使用額を財源とする予算に相当する額を「予備費使用相当額」と定義しているが、本稿の「予備費使用額」と同義であるため、本稿の本文では予備費使用額に統一して表現する。

（出所）要請報告に関する「報告のポイント」〈https://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/5/pdf/050915_point.pdf〉より抜粋（下線は筆者）

要請報告では、検査対象 8 府省等の実務上の取扱いとして、管理簿等により予備費使用額の執行状況が区別できるようになっていたことや、予備費使用額の全額を翌年度に繰り越している事業があったことなどが明らかとなったとしている。加えて、決議を踏まえた公表（図表 7）については、使用決定の単位である事項が複数あるものを一つにまとめたものが見受けられ、事項ごとの執行状況が明らかとなっていないものがあること¹⁴、4.（2）で指摘した「既定経費から順次支出したと整理するなど、一定の前提を置いて」いることについて、事項ごとに「一定の前提」を明示したものとはなっていないことも触れられている¹⁵。

¹⁴ 要請報告 52～53 頁。具体的に図表 7 中のどの事項が複数をまとめたものかは明示されていないが、筆者が予備費使用総調書等と比較して確認したところ、8 月 27 日使用決定の「適切な患者療養の確保（治療薬の確保等）」使用額 2,373 億円は「新型コロナウイルス感染症治療薬の確保に必要な経費」同 2,351.5 億円と「後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費」同 21.3 億円を合計して億円未満を四捨五入した額と一致することから、これを指していると思料される。

¹⁵ 要請報告 53 頁。会計検査院の多岐にわたる検査結果のうち、本稿では予備費の執行状況の公表に係る部分にしか触れていないが、検査結果やその後の国会での議論（4.（1）で紹介した鈴木財務大臣（当時）のその後の答弁等）などについては、桑原誠「予備費の使用等の

検査結果を踏まえ、会計検査院は政府に対し、感染症感染拡大等の非常事態に緊急的に対処するために特定使途予備費等を使用決定し、予算を執行するに当たっては、図表 9 の「所見」に記載した点に留意するなどして、予備費使用額の執行状況等の公表の在り方について引き続き検討し適時適切に国会及び国民への情報提供に取り組んでいく必要があると指摘している。

（２）要請報告を踏まえた公表の内容

政府は、要請報告を受け、決議を踏まえた公表と並行して「令和 5 年 9 月 15 日付会計検査院報告（予備費の使用等の状況に関する会計検査の結果について）を踏まえた公表」と題した特定使途予備費の執行状況を 4 年度分から各府省等のホームページで公表した（以下「要請報告を踏まえた公表」という。）。そのうち特徴的なものを抜粋したのが図表 10 及び図表 11 である¹⁶。以下、実例を確認しつつ、その内容を分析していく。

状況に関する会計検査の結果－参議院からの検査要請により明らかとなった問題と今後の論点－』『立法と調査』No. 462 号（令 5. 12）を参照されたい。

¹⁶ 令和 4 年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の執行状況は各事項の所管である内閣（内閣官房）、内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び防衛省のホームページでそれぞれ公表されている。

① 内閣府の例

図表 10 令和 4 年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の執行状況
(令和 4 年度決算時点) (内閣府)

(令和 5 年 9 月 15 日付会計検査院報告 (予備費の使用等の状況に関する会計検査の結果について) を踏まえた公表)

開議決定日	事項	予算現額		支出済額		繰越額		不用額		財源選択 (※1)
		うち予備費 相当額		うち予備費 相当額		うち予備費 相当額		うち予備費 相当額		
4月28日(木)	地域女性活躍推進交付金	17	2	7	0	8	1	0	0	④
4月28日(木) 9月20日(火) 3月28日(火)	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	88,521	24,000 (※2)	37,981	7,677 (※3)	23,946	16,303 (※4)	26,592	18 (※5)	④ (※6)
9月20日(火)	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	8,540	8,540	7,545	7,545	0	0	994	994	④

計数は、「予算現額」は億円未満を四舍五入し、「支出済額」、「繰越額」及び「不用額」は億円未満を切り捨てている。
また、億円未満の端数がある場合は「0」とし、留無の場合は「-」として表示している。

(A)

(B)

(※1)

- ①先入れ先出し執行…予算配額の順に執行するよう整理
 - ②予備費優先執行…後に配賦された予備費使用相当額を優先的に執行するよう整理
 - ③補正予算優先執行…後に配賦された補正予算額を優先的に執行するよう整理
 - ④予備費単独執行…予備費のみの事業であるため他の予算とは別に執行するよう整理
- なお、別途公表している「令和 4 年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の執行状況 (令和 4 年度決算時点)」の備考欄は予備費の使用により予算の配賦があった科目の予算執行上の整理を示したものであり、各事業の執行における財源選択順を示した本資料の財源選択順とは必ずしも一致しない。

- (※2) 4月28日開議決定に係る予備費使用額は8,000億円、9月20日開議決定に係る予備費使用額は14,000億円、3月28日開議決定に係る予備費使用額は12,000億円である。
- (※3) 支出済額の内訳：4月28日開議決定に係る予備費使用部分は6,199億円、9月20日開議決定に係る予備費使用部分は1,478億円、3月28日開議決定に係る予備費使用部分は0億円(金額繰越)である。
- (※4) 繰越額の内訳：4月28日開議決定に係る予備費繰越額は1,792億円、9月20日開議決定に係る予備費繰越額は2,511億円、3月28日開議決定に係る予備費繰越額は12,000億円である。
- (※5) 不用額の内訳：4月28日開議決定に係る予備費不用額は8億円、9月20日開議決定に係る予備費不用額は10億円、3月28日開議決定に係る予備費不用額は0億円(金額繰越)である。
- (※6) 予備費使用相当額は物価高騰対応事業に充当しており、既定経費と区分している。

(注) 上記各事業について、他の事業へ予備費使用相当額の流用又は目内融通を行ったものは存在しない。

(C)

(注) 地域女性活躍推進交付金について、翌年度に予備費使用相当額を繰越している。これは、関係者からの意見を踏まえた計画の見直しによるものである。

(注) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、翌年度に予備費使用相当額を繰越している。これは、令和 4 年度内に地方公共団体へ交付限度額を示し、地方公共団体からの実施計画の提出受付等を行うことで、年度内執行する予定であったものの、地域の実情や感染状況に合わせて必要支援を余裕やに実施するために、事業実施主体である地方公共団体において事業の検討等に時間を要し、実施計画の策定等に不測の時間を要することになったためである。

(D)

(注) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について、翌年度に予備費使用相当額を繰越している。これは、給付金の申請状況を踏まえた市町村の申請期限の設定状況に対応したコールセンター業務の事業計画の見直しによるものである。

(注) 本図表中「予備費相当額」は要請報告における「予備費使用相当額」と同義であると推察される。

(出所) 内閣府公表資料<https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r04/yobinikouhyou_houkoku_04.pdf>

図表 10 は、要請報告を踏まえた公表のうち内閣府の例であり、図表中の(A)～(D)は図表 9 の「所見」と対応している部分である。(A)では、事項ごとに事業予算全体の執行状況と併せて、その内訳としての予備費使用額の執行状況が公表されている。また、(B)では、「先入れ先出し執行」(予算配賦の順に執行する)や「予備費優先執行」(後に配賦された予備費使用額を優先的に執行する)などの財源選択の順序が明示されており、(A)及び(B)はおおむね所見で示された内容に沿っている。

(C)は流用等又は目内融通を行った場合の明示であり、内閣府だけでなく全ての所管省等で令和 4 年度及び 5 年度においてはいずれも行っていない旨が記載されていた。この点、所見で「その状況を丁寧に示すこと」が求められているのは、昭和 29 年の閣議決定¹⁷において「予備費を使用した金額については、これをその目的の費途以外に支出してはならない」とされているためである。このことに鑑みれば、仮に令和 6 年度以降の予備費の執行において流用等又は目内融通を行った場合は、その事実のみではなく、それらが目的の費途の範囲内となっているかも含めて示すことが適当であろう。

(D)は繰越しに至った経緯の明示である。所見では、「事業の実施、事業予算の執行等に係る予備費使用決定時の想定、繰越しに至った経緯等を丁寧に示すこと」とされている。そこで、「地域女性活躍推進交付金」の記載内容を見ると、「関係者からの意見を踏まえた計画の見直し」により翌年度に繰り越したとしているが、これは飽くまで繰越しに至った経緯であり、「予備費使用決定時の想定」が示されていない点は不十分であると考ええる。加えて、3 月 28 日に使用決定された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、使用決定時の想定として年度内に支出する予定であったことやその方法が記載されているが、同交付金による事業の実施状況については会計検査院が別途検査しており、「内閣府に対して、予備費使用決定日(5 年 3 月 28 日)から年度末(5 年 3 月 31 日)までの短期間でどのように執行することを想定していたのかなどについて確認したところ、その内容は判然としなかった」としている¹⁸。実際、(D)の記載内容にも、3 月 28 日～31 日という短期間で 1.2 兆円に上る巨額の予備費をどのように支出しようとしていたのかについての具体的な説明はない。これでは、本当に年度内支出を予定していたのか、翌年度に支出すべく

¹⁷ 「予備費の使用等について」(昭和 29 年 4 月 16 日閣議決定、最終改正平成 19 年 4 月 3 日)

¹⁸ 会計検査院「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施状況について」『令和 5 年度決算検査報告』598 頁

繰越し前提で使用決定したのではないかと疑問が生じる¹⁹。

そのほか、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」については、繰越額は「0」（1億円未満）と記載され、994億円が不用となっている中、繰越しについては「コールセンター業務の事業計画の見直しのため繰り越した」と理由が記載されている一方で、不用については理由が記載されていない。確かに、会計検査院が使用決定時の想定や経緯等を示すよう指摘したのは繰越しについてであるが、1,000億円近い不用の理由については説明しないというのはバランスを欠いているのではないかと²⁰。また、億円単位による記載というルールの影響で繰越額とそのうちの予備費使用額双方が「0」となっており、実態が不明瞭な点にも課題があると考ええる。

¹⁹ 使用決定されなかった予備費は「不用」となるが、使用決定して各科目に配賦され、翌年度に繰り越すことができれば、翌年度の予算として活用可能となる。そのため、「省庁は繰越しにより翌年度も自由に使える予算を確保でき、財務省は巨額の予備費が必要だという判断の妥当性を示せる」という誘因があるという指摘もある（『毎日新聞』（令 5.9.16）藤井亮二白鷗大学教授のコメントより）。

²⁰ このほか、要請報告を踏まえた公表のうち文部科学省の例では「大学生等への新型コロナウイルスワクチン接種促進事業（4年4月28日使用決定）の予備費使用額10億円に対し支出済み額が「0」（1億円未満）、不用額が10億円となっている例もあるが、こちらでも年度初めに使用決定した予備費使用額の大半が不用となった理由は記載されていない。

②経済産業省の例

図表 11 令和 4 年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の執行状況

(令和 4 年度決算時点) (経済産業省)

(令和 5 年 9 月 15 日付会計検査院報告 (予備費の使用等の状況に関する会計検査の結果について) を踏まえた公表)

事業名	予算現額		支出済額		繰越額		不用額		財源選択 の順序	予備費 閣議決定日
	うち予備費		うち予備費		うち予備費		うち予備費			
サブプライチエーン対策のための国内投資促進事業	5,273	50	5,272	49	-	-	-	-	①	令和4年4月28日
中小企業等事業再構築促進事業	24,408	1,000	24,408	1,000	-	-	-	-	①	
燃料油価格の激変緩和事業	62,133	2,774	31,910	2,774	30,222				①	令和4年4月28日
		12,959		12,959						
電気利用効率化促進対策事業	1,784	1,784	520	520	1,263	1,263	-	-	②	令和4年7月29日

(単位：億円)

※令和 4 年度補正予算 (第 1 号) (令和 4 年 5 月 31 日成立) において、「新型コロナウイルス感染症対策 予備費」は「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」に改めている。 (A) (B)

※関連する一般予備費とは、令和4年4月28日に閣議決定された事業のうち、原油価格・物価高騰等総合緊急対策に関連する「サブプライチエーン対策のための国内投資促進事業」及び「燃料油価格の激変緩和事業」の 2 事業を示している。

※表に記載の予備費は令和 4 年度に措置したものを示している。

※「予算現額」は徳円未満を四捨五入し、「支出済額」、「繰越額」及び「不用額」は徳円未満を切り捨てている。また、徳円未満の端数がある場合は「0」、皆無の場合は「-」として表示。

※各事業における財源選択の順序の類型は以下のとおり。

①：既定予算から順次支出。

②：予備費単独の支出。

※上記の予備費について、他事業への流用または目内融通を行ったものはない。

※「電気利用効率化促進対策事業」については、節電プログラムの達成結果のデータ量が膨大になる等、各小売電気事業者等によるデータの処理や連携等に不測の日数を要したため、翌年度に繰越しをすることに至ったものである。 (D)

(注) 本図表中「予備費」は要請報告における「予備費使用相当額」と同義であると推察される。

(出所) 経済産業省公表資料<https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/R4_yobihi_shikko.pdf>

図表 11 は、要請報告を踏まえた公表のうち経済産業省の例であり、図表中の（A）～（D）は図表 10 と同様、図表 9 の「所見」と対応している部分である。

（A）～（C）の状況は図表 10 と同様である。（D）の「電気利用効率化促進対策事業」については、多額の繰越しに至った理由として、「各小売電気事業者等によるデータの処理や連携等に不測の日数を要したため」と説明されているが、同事業の実施状況については会計検査院が別途検査しており、令和 5 年度に繰り越した 1,263 億円のうち 1,017 億円（80.5%）は同年度でも支出されず不用となったことが明らかとなっている²¹。

不用となった理由について、資源エネルギー庁は、「報道機関の世論調査を参考に小売電気事業者が提供する節電プログラムへの需要家²²の参加率を 50%と見込み、登録支援に係る節電プログラム促進補助金 1,734 億円、節電事務局の事務費 49 億円、計 1,783 億円と積算して、予備費使用要求額を見積もっていたが、低圧の需要家の参加率が 10%程度と目標の 50%を大幅に下回ったことなどから、多額の不用額が生じた」旨説明している²³。

このように、繰り越された額が必ずしも翌年度で支出されるとは限らない。予備費使用額の繰越しは財務省作成の『繰越しガイドブック』によれば「真にやむを得ない場合にのみ」行うべきという方針²⁴がある。一方で、翌年度に多額を繰り越し、その後不用としているケースがあることを踏まえれば、多額の繰越しが発生している場合には翌年度以降の執行状況も公表するとともに、その後不用とした場合、会計検査院が「電気利用効率化促進対策事業」に関する検査で明らかにしたような理由も明記することが必要であろう²⁵。

なお、図表 10 と見比べて分かるように、一覧表の平仄（同じ事項（事業）に複数回の閣議決定をしている場合の書き方等）が府省庁ごとに異なり、財務省は図表 7 や後述の図表 12 のようにフォーマットを統一して取りまとめて公表

²¹ 会計検査院「電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施状況について」『令和 5 年度決算検査報告』683 頁

²² 家庭、企業等を指す。

²³ 脚注 21

²⁴ 財務省主計局司計課『繰越しガイドブック』（令 6.6）〈<https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/kurikoshi/r6guidebook1.pdf>〉115 頁

²⁵ 5 年度の特使用途予備費「一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」では、「地域の実情に応じた低所得者支援及び定額減税を補足する給付に必要な経費」（5 年 12 月 22 日使用決定）1 事項で 1 兆 1,310 億円が使用決定された後、6 年度に 1 兆 710 億円を繰り越している。この点について、7 年 5 月 26 日の決算委員会では、討論において 1 兆 710 億円の 6 年度以降の執行状況も公表すべきとの意見が述べられた（第 217 回国会参議院決算委員会会議録第 8 号（令 7.5.26））。

せず、各府省庁のホームページで公表されている。財務省が各府省庁分を取りまとめなかった理由は管見の限り明らかとされていない。

6. 令和5年度一般予備費の執行状況の公表

(1) 公表内容

決議を踏まえた公表（令和3年度分～）及び要請報告を踏まえた公表（4年度分～）はいずれも特定使途予備費に関するものであったが、5年度分は一般予備費及び特別会計予備費²⁶についても公表された。経緯は管見の限り明らかにされていないが、「本資料は、各府省等からの提出資料を取りまとめたもの」として財務省が公表しており、それまで特定使途予備費の執行状況を公表してきた経緯を踏まえて対応したものと思料される。

図表 12 令和5年度一般予備費の執行状況（令和5年度決算時点）

(単位：億円)

使用決定日	事項	予備費 使用額	支出済額	繰越額	不用額	備考
3月1日(金)	港湾機能復旧推進事業等に必要な経費	26	0	25	-	②
	都市開発事業調査等に必要な経費	14	0	13	0	②
	官庁施設災害復旧に必要な経費	8	-	7	-	②
	道路等災害復旧事業等に必要な経費	768	25	742	0	②
	基盤地図情報の整備等に必要な経費	5	-	4	-	②
	災害廃棄物処理事業に必要な経費	8	8	-	-	③
3月14日(木)	矯正収容費の不足を補うために必要な経費	3	2	-	0	①
3月18日(月)	矯正収容費の不足を補うために必要な経費	3	2	-	0	①

※「(事項) 山口県第4区、和歌山県第1区、千葉県第5区及び山口県第2区選出の衆議院議員並びに大分県選挙区選出の参議院議員の補欠選挙に必要な経費」の支出済額のうち3億円については、「(事項) 長崎県第4区選出の衆議院議員並びに徳島県及び高知県選挙区選出の参議院議員の補欠選挙に必要な経費」として支出

本資料は、各府省等からの提出資料を取りまとめたものであり、支出済額等の計数は、各府省等において備考欄に記載の以下の類型により整理したものである。

- ①：既定予算から順次支出しているもの。
- ②：既定予算とは別の区分により支出しているもの。
- ③：予算が予備費使用額のみのも。

「予備費使用額」は億円未満を四捨五入し、「支出済額」、「繰越額」及び「不用額」は億円未満を切り捨てている。また、億円未満の端数がある場合は「0」と皆無の場合は「-」として表示している。

(注) 本図表は財務省公表の3頁にわたる一覧表から抜粋したものである。

(出所) 財務省公表資料<https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/r5ippanyobihisikkou.pdf>より筆者抜粋（下線は筆者）

図表 12 が財務省ホームページで公表された一般予備費の執行状況である。図表 7 と同じフォーマットに財源選択の順序が備考欄に追加されており、この点是要請報告を踏まえたものとなっている。ただし、図表 10 及び 11 で明らか

²⁶ 本稿では特に触れていないが、特別会計にも予備費を計上しているものがあり、その執行状況も5年度から公表されている<https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/r5tokkaiyobihisikkou.pdf>。なお、様式は図表 12 と同様である。

にされていた（A）事項ごとの事業予算全体の執行状況に占める予備費使用額（内訳）、（C）流用等又は目内融通の状況及び（D）繰越しに至った経緯は記載されていない。一方で、図表 4 のとおり、一般予備費と特別会計予備費の執行状況が公表されたことにより、全ての予備費の執行状況が公表されることとなった。

（２）公表内容を基にした分析

図表 13 は、図表 12 で抜粋を示した財務省公表資料の全事項（計 67 事項）について、予備費使用額に係る支出済額、繰越額及び不用額を確認することで、年度内に全く支出されず全額が翌年度繰越し又は不用となった事項（以下「年度内支出なし事項」という。）がどの程度あるかを分析したものである²⁷。

図表 13 年度内支出の有無別の事項数と合計に占める割合

分類	合計（事項数）	年度内支出なし	年度内支出あり
①全事項	67	28 (41.8%)	39 (58.2%)
②能登半島地震関係	61	28 (45.9%)	33 (54.1%)
③ 1 月 9 日・26 日使用決定分	42	18 (42.9%)	24 (57.1%)
④ 3 月 1 日使用決定分	19	10 (52.6%)	9 (47.4%)

（注）図表12の財務省公表資料を基に分析しているが、同一事項であっても使用決定日が異なる場合、別事項として計算している（例えば、事項「能登半島地震による被災地域の緊急支援に必要な経費」は1月9日と1月26日に使用決定されているが、2事項として計算している。）。

（出所）財務省公表資料<https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/r5ippanyobihisikkou.pdf>を基に筆者作成

67 事項の内訳は、令和 6 年能登半島地震関係が 61 事項、ALPS 処理水関連の中国等による輸入規制強化を踏まえた水産業支援や鳥インフルエンザの発生等に伴う家畜伝染病対策等が 6 事項となっている。まず①全事項を対象に分析したところ、67 事項のうち年度内支出なし事項は 28 事項（41.8%）で、いずれも能登半島地震関係となっていた。次に、②能登半島地震関係 61 事項に絞ると、年度内支出なし事項数は 28 事項で変わらないため、合計に占める割合が 45.9%に上昇し、使用決定した時期で更に分けて見ると、③ 1 月分（1 月 9 日

²⁷ 本来的には、「予備費使用額」に対する「繰越額」や「不用額」を基に、例えば「予備費使用額の総額のうち繰越額や不用額がいくらか」などの分析をしたいところであるが、図表 12 の金額の単位が 1 億円単位で、4.（2）のとおり一つの行に四捨五入と切捨ての数字が併存する形式となっていることから分析が困難である。

及び 26 日使用決定) は 42.9%、④ 3 月分 (3 月 1 日使用決定) は 52.6%が年度内支出なし事項となっていた。1 月分の予備費の大半は能登半島地震による被害に対し「緊急に対応すべき施策」として取りまとめられた「被災者の生活と生業 (なりわい) 支援のためのパッケージ」²⁸に関するものであるが、緊急に対応すべき施策に関して使用決定された事項の 4 割超が翌年度に繰越し又は不用となっている実態が明らかになった。そもそも使用決定時の想定が本当に被災地のニーズに合っていたのか、補正予算案を編成せずに予備費を活用して機動的に手当てするとしていた支援²⁹が本当に被災者に届いたのだろうか、という疑問が生じる。また、1 月分より年度末に近い 3 月分において年度内支出なし事項の割合が上昇するが、予備費の趣旨やその使用額の繰越しは「真にやむを得ない場合にのみ」行うという方針³⁰を踏まえれば、年度内に支出しなかった理由について丁寧な説明が求められよう。

とりわけ、1 月 26 日使用決定分に着目すると年度内支出なし事項 18 事項中 2 事項が全額不用となっており、その概要が図表 14 である。

図表 14 全額不用の事項 (1 月 26 日使用決定分)

所 管	事 項	使用額	説 明
内閣府	能登半島地震による被災地域の緊急支援に必要な経費	12 億円	令和 6 年能登半島地震により災害を受けた地域において、避難生活の安心を確保するため、 <u>応急的に必要な物資の緊急支援に要する経費の予算の不足を補うため</u>
農林水産省	農家等の営農再開支援に必要な経費	2 億円	令和 6 年能登半島地震により災害を受けた農家等の営農再開を支援するため、民間団体等が行う持続的生産強化対策事業に要する費用を補助する経費を支出するため

(出所) 財務省公表資料<https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/r5ipp-anyobihisikkou.pdf>を基に筆者作成

²⁸ 令和 6 年能登半島地震非常災害対策本部「被災者の生活と生業 (なりわい) 支援のためのパッケージ」(令 6.1.25) <https://www.bousai.go.jp/pdf/240125_shien.pdf>

²⁹ 鈴木財務大臣 (当時) は、補正予算ではなく予備費で対応することについて「被害の全容が明らかでない中で補正予算を組むとなると予算の使いみちを決めなければならないので、機動的対応という意味でも予備費で対応する方が現実的」である旨述べている。(鈴木財務大臣兼内閣府特命担当大臣初閣議後記者会見の概要 (令和 6 年 1 月 9 日) <https://www.mof.go.jp/public_relations/conference/my20240109.html>

³⁰ 脚注 24

内閣府が所管する「能登半島地震による被災地域の緊急支援に必要な経費」（使用額 12 億円）は「応急的に必要な物資の緊急支援に要する経費の予算の不足を補うため」に使用決定されたものであり、早期に支出して避難生活の安心の確保に充てられるべきものである。この経費の不用理由についても、丁寧な説明が求められよう³¹。

図表 12 の資料の公表により、一般予備費においても予備費使用額が翌年度に繰越し又は不用となっている実態が明らかとなったが、図表 13 及び 14 の分析を踏まえると、政府には翌年度繰越しや不用となった理由について、説明不足な部分があると言わざるを得ない。

7. 令和 6 年度一般予備費の執行状況の公表

直近の動向として、令和 6 年度の一般予備費についても図表 15 のとおり公表された³²。

図表 15 令和 6 年度一般予備費の執行状況（令和 6 年度決算時点）

(単位：千円)

使用決定日	事項	令和6年度決算				類型	備考
		予備費 使用額	支出済額	繰越額	不用額		
3月18日(火)	大規模下水道管路特別重点調査等事業に必要な経費	68,590	—	68,590	—	③	令和7年6月末時点では地方公共 団体に対して全額交付決定済み。
	大規模下水道管路特別重点調査等事業に必要な経費	14,322,210	649,213	13,672,997	—	②	令和7年6月末時点では地方公共 団体に対して約96%交付決定済み。
	大雪に伴う道路の除雪事業に必要な経費	47,063,583	47,063,583	—	—	①※	
3月21日(金)	矯正収容費の不足を補うために必要な経費	339,447	328,463	—	10,983	①	

本資料は、各府省等からの提出資料を取りまとめたものであり、支出済額等の計数は、各府省等において類型欄に記載の以下の類型により整理したものである。

①：既定予算から順次支出しているもの。

②：既定予算とは別の区分により支出しているもの。

③：予算が予備費使用額のみのものである。

「支出済額」、「繰越額」及び「不用額」は千円未満を切り捨てている。また、千円未満の端数がある場合は「0」と無の場合は「—」として表示している。

※当該事項は、予算科目毎に異なる類型で整理しているため、予備費使用額が最も大きい予算科目の類型を記載している。

(注) 本図表は財務省公表の 3 頁にわたる一覧表から抜粋したものである。

(出所) 財務省公表資料<https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/r6ippanyobihisikkou.pdf>より筆者抜粋

³¹ この点に関連し、5 年度の予備費が審査された 7 年 5 月 26 日の決算委員会では、討論において、多数の年度内支出なし事項及び「能登半島地震による被災地域の緊急支援に必要な経費」で全額不用が発生していることについて、使用決定しても実際に被災地のために使われなければ意味がない旨の意見が述べられた(第 217 回国会参議院決算委員会会議録第 8 号(令 7. 5. 26))。

³² 6 年度の特設使途予備費については、決議を踏まえた公表は図表 15 と同じフォーマットで行われた<https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/r6bukkayobihisikkou.pdf>が、要請報告を踏まえた公表は管見の限り見当たらず、今後公表されるものと思われる。また、6 年度の特別会計予備費についてはそもそも使用決定されていないため執行状況は公表されていない。

本図表では、金額が千円単位に変更されるとともに、7年度に繰り越した額について備考欄においてその後の執行状況が説明されている点が改善されている。一方、図表12について指摘した（A）事項ごとの事業予算全体の執行状況に占める予備費使用額（内訳）、（C）流用等又は目内融通の状況及び（D）繰越しに至った経緯が記載されていない状態は続いている。特に、（D）の繰越しに至った経緯は記載せずに、繰り越した後の執行状況だけを記載する対応は不十分と言わざるを得ない。一方、金額が千円単位となったことで、脚注27のとおり令和5年度一般予備費の執行状況では難しかった「予備費使用額」に対する「繰越額」や「不用額」を基にした分析も視野に入るが、データによる詳しい分析は今後の課題としたい。

8. まとめ（考察）

（1）予備費使用額の繰越し及び不用の実態

予備費使用額の繰越しについては、5.（2）②で触れたとおり、財務省作成の『繰越しガイドブック』において「真にやむを得ない場合にのみ」行うとされている³³にもかかわらず、決議及び要請報告を踏まえた執行状況の公表により、多額の繰越しが行われている実態が明らかになった。また、令和5年度決算検査報告において指摘されたように、年度内にどのように執行する想定だったのかが判然としないもの（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）や、翌年度への多額の繰越しを行った上で不用となっているもの（電気利用効率化促進対策事業）もあることを併せて考えると、「予見し難い予算の不足」に充てて年度内に執行し、「真にやむを得ない場合にのみ」繰り越すという原則が守られているとは言い難い。また、災害を受けた緊急対策のために使用決定されたにもかかわらず全額が不用となった事例があることも明らかとなった。不用理由の記載や多額の繰越しを行った場合の翌年度以降における執行状況を公表することは、憲法や財政法等の趣旨にのっとり予備費が執行されているかどうかを確認する上で、また、決議や会計検査院の所見を踏まえた対応に実効性を持たせる上で重要であると考ええる。

³³ 脚注24

(2) 公表資料の一本化及び分かりやすく充実した情報提供の必要性

特定使途予備費については、図表4のとおり、決議を踏まえた公表と要請報告を踏まえた公表が併存している。そのため、令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の執行状況は、図表16及び17のとおり、ほぼ同趣旨のものが二つ公表された。作業の重複や閲覧する側の混乱を避ける観点からも、より情報が充実している要請報告を踏まえた公表に一本化するとともに、5.(2)②で触れたとおり各府省庁がそれぞれのホームページで統一感なく公表しているものを財務省が取りまとめて一覧で確認できるようにするなど、国民にとって分かりやすく、内容の充実した一覧の公表が望まれる。

図表16 決議を踏まえた公表

令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の執行状況(令和5年度決算時点)

(単位: 億円)						
使用決定日	事項	予備費 使用額	支出済額	繰越額	不用額	備考
12月22日(金)	地域の実情に応じた低所得者支援及び定額減税を補足する給付に必要な経費	11,311	592	10,710	7	②

令和5年度補正予算(第1号)(令和5年11月29日成立)において、「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」を「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」に改めている。

本資料は、各府省等からの提出資料を取りまとめたものであり、支出済額等の計数は、各府省等において備考欄に記載の以下の類型により整理したものである。

①: 既定予算から順次支出しているもの。
②: 既定予算とは別の区分により支出しているもの。
③: 予算が予備費使用額のみのものである。

「予備費使用額」は億円未満を四捨五入し、「支出済額」、「繰越額」及び「不用額」は億円未満を切り捨てている。また、億円未満の端数がある場合は「0」と皆無の場合は「-」として表示している。

(出所) 内閣府公表資料<https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r05/yobihikouhyou_bukka_05.pdf>

図表17 要請報告を踏まえた公表

令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の執行状況(令和5年度決算時点)
(令和5年9月15日付会計検査院報告(予備費の使用等の状況に関する会計検査の結果について)を踏まえた公表)

(単位：億円)

閣議決定日	事項	予算現額		支出済額		繰越額		不用額		財源選択 (※1)
			うち予備費 相当額		うち予備費 相当額		うち予備費 相当額		うち予備費 相当額	
12月22日(金)	地域の実情に応じた低所得者支援及び定額減税を補足する給付に必要な経費	11,311	11,311	592	592	10,710	10,710	7	7	④

計数は、「予算現額」は億円未満を四捨五入し、「支出済額」、「繰越額」及び「不用額」は億円未満を切り捨てている。
また、億円未満の端数がある場合は「0」とし、皆無の場合は「-」として表示している。

(※1)
①先入れ先出し執行…予算配額の順に執行するよう整理
②予備費優先執行…後に配賦された予備費使用相当額を優先的に執行するよう整理
③補正予算優先執行…後に配賦された補正予算額を優先的に執行するよう整理
④予備費単独執行…予備費のみの事業であるため他の予算とは別に執行するよう整理

なお、別途公表している「令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の執行状況（令和5年度決算時点）」の備考欄は予備費の使用により予算の配賦があった科目の予算執行上の整理を示したものであり、各事業の執行における財源選択額を示した本資料の財源選択額とは必ずしも一致しない。

(注) 上記各事業について、他の事業へ予備費使用相当額の活用又は目内融通を行ったものは存在しない。

(注) 地域の実情に応じた低所得者支援及び定額減税を補足する給付に必要な経費について、翌年度に予備費使用相当額を繰り越している。これは、計画に関する諸条件により事業の実施に不測の日数を経たため、年度内に支出を終わらなかつたこと等によるものである。

(出所) 内閣府公表資料<https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r05/yobihikouhyou_houkoku_05.pdf>

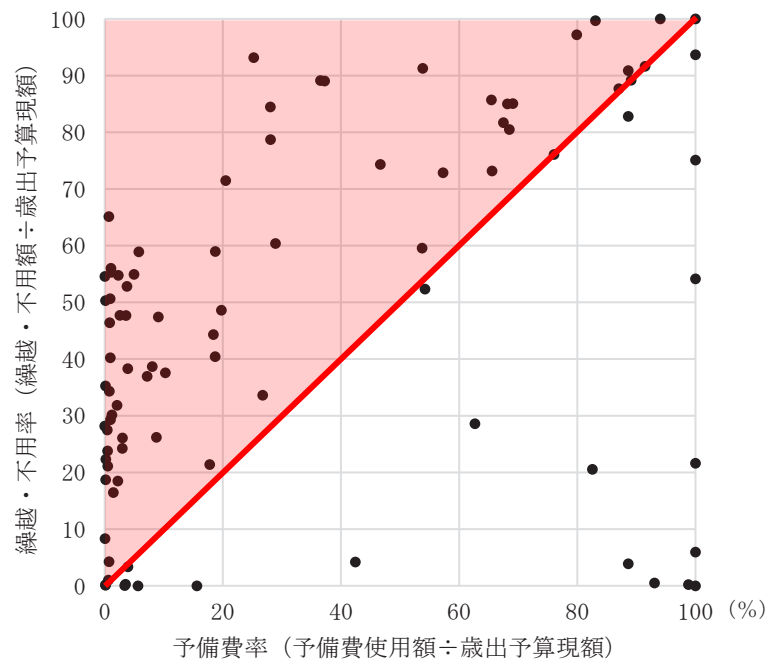
9. 補論（決算書データに基づく分析）

本論で述べてきたように、決議や要請報告を踏まえた公表により、予備費の執行状況が一定程度明らかになってきている。一方で、決議や要請報告が行われる前から存在する決算書の情報ではどこまで分析ができたのだろうか。

この点、予備費と同様に当初予算や前年度繰越額等と一体として執行される補正予算について令和5年度決算検査報告で分析した会計検査院の手法が参考になる³⁴。会計検査院はその分析の中で、令和4年度一般会計補正予算によって歳出の追加があった予算科目1,285目のうち、歳出追加額の全額と同額が翌年度に繰り越されている科目数が197目、歳出追加額の全額に相当する額を超える額が翌年度に繰り越されている科目数が355目あることを明らかにし、それを散布図にすることで、補正予算によって歳出追加された科目のうち552目（43.0%）の科目において歳出追加額と同額又はそれを超える繰越しが発生している実態を視覚的に明らかにした。

これと同様の手法を6. で扱った5年度の一般予備費に適用したものが図表18である。

図表18 予備費使用科目における繰越・不用率との予備費率関係
(%)



(出所) 令和5年度一般会計歳入決算明細書及び歳出決算報告書（科目別内訳）【Excel版】を基に筆者作成

³⁴ 会計検査院「一般会計の補正予算の執行状況等について」『令和5年度決算検査報告』546～583頁

本図表では、令和5年度の歳出決算報告書（科目別内訳）のExcelデータを活用し、科目別の繰越・不用率（年度内支出されていない額（翌年度繰越額＋不用額）÷歳出予算現額）を縦軸に、予備費率（予備費使用額÷歳出予算現額）を横軸に置き、計91目のデータが当てはまる場所に点を打って示した（プロットした）ものである。これにより、赤い45度線上に位置するデータは予備費使用額と同額が繰越し又は不用になっていること、ピンク色に塗った部分に位置するデータは予備費使用額を超える額が繰越し又は不用になっていることが視覚的に把握でき、多くの目で予備費使用額以上の額が翌年度に繰越し又は不用となっていることが分かる。

具体的には、予備費を使用した91目のうち1目で予備費使用額と同額が繰越し又は不用となっており、70目で予備費使用額を超える額が繰越し又は不用となっていたため、計71目（78.0%）で予備費使用額以上の額が翌年度に繰越し又は不用となっていることが分かった。この結果から、予見し難い予算の不足に充てるために使用決定された予備費が実際にはその多くを翌年度に繰り越したり、不用として使い残したりしているとの結論を導けそうであるが、一方で、2. で触れたとおり決算書のデータは予備費使用額と歳出予算額等の既定経費が一体となったものである。そのため、実際に繰越し又は不用となっているのが予備費使用額なのか、既定経費なのかは分からないという限界がある。この点を踏まえても、決議や要請報告を踏まえた公表により、予備費の執行状況が明らかになってきていることには大きな意義があると言えよう。

（内線 75344）